

# 教員特殊業務手当の改正概要

教職員企画課

## 1 手当の概要

教員特殊業務手当は、特殊勤務手当の1つとして川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号。）第15条に規定しているもので、非常災害時の緊急業務、修学旅行や対外運動競技の引率指導業務及び部活動指導業務等に従事した教員に支給されるもの

## 2 国の動向

国においては、昨年3月に策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で、1日の活動時間は学校の休業日（学期中の週末を含む）で3時間程度と示されたことから、部活動手当に係る義務教育費国庫負担金の算定基準を平成31年4月から「休日4時間程度」から「休日3時間程度」に改正するとともに、手当額についても「3,600円」から「2,700円」に減額を行う予定としている。

## 3 本市の対応

本市においては、昨年5月に「川崎市立学校の部活動に係る方針」を策定し、運動部運営の適正化に向けた取組が進められている。

当該方針の中で運動部の活動時間について、ガイドライン同様に学校の休業日（学期中の週末を含む）で3時間程度としていることを踏まえ、現在の基準である「4時間以上」を基礎とした基準時間を「3時間以上」に改正し、手当額の単価についても、義務教育費国庫負担金の算定基準の減額に併せて改正する。

また、今回の改正に伴い、本市が独自に設定している4時間未満や平日における支給区分の時間についても同様に、「4時間」を基礎とした基準時間を「3時間」とし、手当額の単価については、これまで見直しを行っていないことから、休日における国庫負担金の算定額の増加率を踏まえて改正を行う。

## 4 手当の改定内容

別紙参照

## 5 施行日

平成31年4月1日

【改正後】

	業務に従事した時間		単価 (円)
	週休日・休日	その他の日	
高等学校	<u>3時間以上</u>		<u>2,700</u>
		正規の勤務時間外で <u>3時間以上</u>	<u>1,350</u>
	2時間以上 <u>3時間未満</u>	正規の勤務時間外で 2時間以上 <u>3時間未満</u>	<u>700</u>
小・中学校	<u>3時間以上</u>		<u>2,700</u>
		正規の勤務時間外で <u>3時間以上</u>	<u>1,350</u>
	1時間以上 <u>3時間未満</u>	正規の勤務時間外で 1時間以上 <u>3時間未満</u>	<u>350</u>
特別支援学校・学級	<u>3時間以上</u>		<u>2,700</u>
	2時間以上 <u>3時間未満</u>		<u>1,350</u>
		正規の勤務時間外で 2時間以上	<u>1,350</u>
	1時間以上2時間未満	正規の勤務時間外で 1時間以上2時間未満	<u>700</u>

【改正前】

	業務に従事した時間		単価 (円)
	週休日・休日	その他の日	
高等学校	<u>4時間以上</u>		<u>3,400</u>
		正規の勤務時間外で <u>4時間以上</u>	<u>1,200</u>
	2時間以上 <u>4時間未満</u>	正規の勤務時間外で 2時間以上 <u>4時間未満</u>	<u>600</u>
小・中学校	<u>4時間以上</u>		<u>3,400</u>
		正規の勤務時間外で <u>4時間以上</u>	<u>1,200</u>
	1時間以上 <u>4時間未満</u>	正規の勤務時間外で 1時間以上 <u>4時間未満</u>	<u>300</u>
特別支援学校・学級	<u>4時間以上</u>		<u>3,400</u>
	2時間以上 <u>4時間未満</u>		<u>1,200</u>
		正規の勤務時間外で 2時間以上	<u>1,200</u>
	1時間以上2時間未満	正規の勤務時間外で 1時間以上2時間未満	<u>600</u>

